

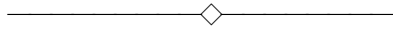
平成26年2月6日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

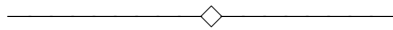
○委員長 ただいまから本年第 1 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数ですので、会議は成立しています。



○委員長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名に青木委員、花岡委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。



○委員長 それでは、これより審議に入ります。

本日の議案ですが、関連のある議案ですので、日程第 1、第 7 号議案から日程第 3、第 9 号議案までをまとめて議題として説明をお願いしたいと思います。

なお、教育指導室からの報告事項についても、関連する事項ですので続けて報告をお願いいたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 7 号議案足立区いじめ防止基本方針の策定について。日程第 2、第 8 号議案足立区いじめ問題対策委員会設置条例の進達について。日程第 3、第 9 号議案足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 ありがとうございます。

初めに、第 7 号議案及び第 8 号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 それでは、お手元の資料 1 ページをお開きください。今回、策定いたします足立区いじめ防止基本方針を記載してございます。議案説明資料は 7 ページのほうにございますが、順を

追って 1 ページから少しお時間をいただいて具体的に説明させていただきたいと思っております。

まず、足立区教育委員会として、足立区いじめ防止基本方針（案）を策定するというので、まず、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方で、1 といたしましていじめの定義ということをやっております。

このいじめの定義につきましては、国、文部科学省で定めましてその定義をそのままこちらに記載させていただいております。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」ということ、これをいじめの定義というふうにしてございます。

第 1 の 2 でございますが、足立区いじめ防止基本方針策定の目的でございます。なぜこの基本方針を策定したかということでございますが、当然でございますが、いじめ問題への対策を足立区、それから教育委員会と学校が主体的かつ相互に連携を図りながら、区全体でいじめのない社会の実現を目指すことを目的として、このいじめ防止基本方針案を策定するというものでございます。

この方針につきましては以後、記載させていただいておりますが、随時、内容の見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

次に、3 としていじめ防止に向けた方針でございます。これは、（1）として足立区の方針、2 ページになりますが、（2）として足立区立学校の方針という形で、区と学校とで分けさせていただいております。足立区の方針として、ア、イ、ウ、エ、それと区立学校の方針としてア、イ、ウ、エ、オまでをそれぞれの方針という形にさせてい

ただいでございます。

2 ページでございます。第2といたしまして、いじめ防止等のために足立区教育委員会が実施する施策ということで、(1)といたしまして、足立区いじめ問題対策連絡協議会を設置いたします。この対策連絡協議会は、法第14条第1項に基づいたものでございます。この対策連絡協議会の長は区長でございます、その中に教育委員、関連機関の代表、警察署、児童相談所、民生委員などの方が構成員となってまいります。

この連絡協議会において、いじめ防止等に関する連携を図ってまいりたいということで、開催は年2回というふうに考えてございますが、必要に応じて随時、臨時に招集をしてまいりたいというふうに考えてございます。

2番といたしまして、足立区いじめ問題対策委員会の設置でございます。これも法第14条3項に基づいたものですが、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として条例で設置をいたします。この構成員は学識経験者、弁護士、臨床心理士、教育委員会が適当と認める者等ということで、構成してまいりたいというふうに考えてございます。開催は年3回程度で、これも連絡協議会と同じように、必要なときは臨時的に招集をしてまいりたいというふうに考えてございます。

3番として、具体的な取り組みでございます。まず初めに、(1)といたしまして、いじめ防止の早期発見に関することということに記載してございます。まず、(1)のAとしては、心の教育の充実。イといたしまして、教職員のいじめ防止研修の実施。ウといたしまして、スクールカウンセラーの派遣。エといたしまして、いじめ相談窓口の拡大。オといたしまして、アンケート調査の実施。カといたしまして、指導訪問におけるいじめの実態の把握というふうに考えております。

(2)といたしまして、いじめの対応に関することということで記載させていただいております。アといたしまして、いじめを受けた児童生徒を最優先にということでございます。当然のことでございますが、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保をすることが最優先であるということから、このいじめを受けた児童生徒を最優先にと頭出しをさせていただいております。

イといたしまして迅速な調査を行うということと、ウといたしまして関係機関との連携を行うということで、教育委員会は平常時から児童相談所や警察署等の関連機関との情報交換を行い、連携を図るといような形の記載をさせていただきました。

第3といたしまして、いじめ防止等のために足立区立学校が実施する施策ということでございます。先ほど、第2は足立区教育委員会の実施するものでございましたが、第3として区立学校が実施する施策ということで、1といたしまして、学校いじめの防止基本方針の策定でございます。これも法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針を策定するということになってございますので、各学校においてそれを策定してまいります。学校の基本方針には、いじめ防止のための取り組み、早期発見、早期対応のあり方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込んでまいります。

2といたしまして、いじめ防止の対策のための組織の設置ということでございます。各学校においては、いじめ防止対策委員会を組織してまいります。当該校の複数の教員によって構成してまいります。日ごろからいじめ問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置づけしており、生活指導部会等を活用しながら、いじめ防止対策委員会として機能させてまいりたいというふうに考えてございます。

4 ページでございます。3 といたしまして、学校における具体的な取り組みでございますが、こちらでも(1)としていじめの防止・早期発見に関することとして、アとして心の教育の充実、イとして児童会・生徒会の活性化、ウとして学習環境の整備、エとして校内におけるいじめ防止研修の実施、オとしてスクールカウンセラーの活用、カとして児童生徒の自己有用感の高揚、キといたしまして保護者への意識啓発、クといたしましていじめ相談窓口の拡大、ケ、面談におけるいじめ調査などを取り組んでまいりたいというふうに計画してございます。

(2) でいじめの対応に関することといたしましては、アといたしまして、これは教育委員会の取り組みと同じでございますが、いじめを受けた児童生徒を最優先にということ。イといたしまして、迅速に調査していくこと。ウといたしまして、関係機関との連携を図っていくこととございます。

5 ページになります。第4として、重大事態への対応というところで記載させていただいております。1として、重大事態の発生と調査という項目を立ててございます。(1)といたしまして、まず重大事態の意味ということでございます。重大事態につきましては、法の28条において示されております。以下のとおりの場合においては重大事態だというふうに定められてございますので、その部分を記載させていただいております。

(2) といたしまして、重大事態の報告を記載させていただいております。重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告すること。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を区長に報告するというふうに記載しております。

(3) 番といたしまして、調査の趣旨及び調査主体ということでございます。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止を資するために行うものであるということとござい

ます。学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に効果が得られないと判断した場合には、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合に、教育委員会において調査を実施するというふうにしてございます。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒、また保護者が望む場合には、教育委員会の調査と並行して区長による調査を実施するというところもお書きとして記載してございます。

(4)、調査を行うための組織でございますが、教育委員会が重大事案であると判断した場合は、先ほど教育委員会で設置したいじめ問題対策委員会を招集いたしまして、調査に当たるという形になります。

次に(5)ですが、事実関係を明確にするための調査の実施ということで、事実関係を明確にするには、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校、教職員がどのように対応したかなど事実関係を網羅的に明確にすることです。民事、刑事上の責任追及やその他の争訟への対応直接的に目的とするものではなく、事実関係をとにかく明確にしていくということとございます。

6 ページで、調査結果の提供及び報告ということで、学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。同時に、教育委員会は調査結果を区長にも報告します。

2 でございますが、調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置でございます。(1)といたしまして、再調査を定義しています。報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態の対応または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のた

めに必要があると認めた場合は、再調査を行います。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体はいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する適任があるものと認識し、適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明するというふうに記載してございます。

(2) 番で、再調査を行う機関の設置でございます。再調査を実施する機関については、条例に基づきまして区長が委嘱する委員により構成される足立区いじめ調査委員会、これはまた別の条例で設置してまいります。

(3) 番で、再調査の結果を踏まえた措置などでございます。教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、指導主事の派遣による重点的な支援、講師等の配置など人的体制の強化、警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行うという記載でございます。

こうした記載でもって、足立区いじめ防止基本方針を策定いたします。

次に第8号議案で、足立区いじめ問題対策委員会設置条例の進達でございます。議案説明資料は12ページになりますが、9ページ、10ページ、11ページに条例案がございます。12ページの説明資料で御説明いたします。

先ほどの方針に基づきまして、足立区いじめ問題対策委員会を教育委員会の附属機関として設置してまいります。そのためには、条例を制定する必要がある、区長に進達するものでございます。

条例案名は、足立区いじめ問題対策委員会設置条例でございます。

制定の理由でございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、いじめ問題対策委員会を教育委員会の附属機関として設置して、いじめ防止

の対策を実効的に行うためでございます。

3番といたしまして、足立区のいじめ問題対策委員会の主な内容でございますが、(1)といたしまして、まずは教育委員会の諮問に応じて、委員会の事項について審議、あるいは答申をいただくということになってございます。いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討。2つ目といたしまして、区立学校において重大事態に該当するいじめが発生した場合におけるいじめの実態調査。3つ目といたしまして、重大事態に該当するいじめに適切に対処するための助言に関すること。4つ目といたしまして、重大事態に該当するいじめと同種の事態の再発防止に関することなどが主な内容な内容でございます。

(2) 番といたしまして、組織でございますが、先ほど方針案の中でご説明いたしましたが、教育委員会が委嘱する委員5人以内で構成してまいりたいと考えてございます。委員長及び副委員長の選任については、委員の互選によります。施行年月日については、平成26年4月1日を予定してございます。

今後の方針でございますが、本案議決後、区長へ進達をして、条例可決後、条例施行規則などを制定してまいり予定でございます。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。質問等々があるかもしれませんが、最後に一括して時間をとりますのでよろしく申し上げます。

続いて第9号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 議案につきましては13ページ以降ですが、14ページの議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名につきましては、足立区青少年問題協議会

条例の一部を改正する条例の進達についてでございます。

1、改正理由でございますが、今回のいじめ防止対策に関するものが（１）、（２）です。（３）が法の改正に基づく改正でございます。

1番の改正理由と2番、改正内容について一括して説明させていただきます。まず、改正理由のほうの（１）でございます。いじめ問題対策連絡協議会については、新たな協議会を設置するのではなく、委員が重なる足立区青少年問題協議会にいじめ問題対策連絡協議会の機能を持たせるという条例の改正ということでございます。

改正内容については、2番の（１）と（２）でございます。内容の（１）でございます。第1条に、「協議会はいじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。」という1項を新たに加えるものでございます。

（２）の内容につきましては、第2条に、「前項のほか、協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るものとする。」という1項を新たに加えるというものでございます。

続きまして、改正理由の（２）でございます。いじめ問題対策連絡協議会の機能を持つことに伴い、足立区に勤務する職員を新たに委員とする必要があるため委員の構成を変更するものでございます。具体的には、学校教育部長を新たに追加すると言った内容でございます。内容につきましては、2の改正内容の（３）でございます。第3条の組織に関する規定のうち、学識経験者の「38人以内」を「37人以内」に、足立区に勤務する職員の「9人以内」を「10人以内」に改めるという内容でございます。委員の想定員60人以内はそのままに、学識経験者を1名減らすということでございますが、ただ38人以内ということでございますが、年度当初につきましては

33人の委員の指定でございます。残念ながら2名の方が年度の途中でお亡くなりになりましたので現在は31人ですが、通常は33名ということで、必要があればあと4名の学識経験者の追加ができるという状況でございます。

足立区に勤務する職員については1名、学校教育部長を加えるという内容でございます。

続きまして、改正理由の（３）でございます。地方青少年問題協議会法が改正されたことに伴いまして、新たに条例について会長について規定する必要があるということでございます。法の改正については、当該法の第3条2項で、会長は当該地方公共団体の長をもって充てるという規定ございましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で、3条2項が削られたため、改正内容の（４）でございますが、条例の第3条に「会長、区長をもって充てる。」という1項を新たに加えるという内容のものでございます。

施行年月日に関しましては、平成26年4月1日からの施行でございます。ちなみに、この足立区青少年問題協議会につきましては例年2回の開催で、通常は4月と2月の2回開催ということでございます。

私からの説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。続けて、いじめ防止等に向けた施策について、宮澤教育指導室長から説明お願いいたします。

指導室長。

○教育指導室長 それでは、別紙追加分になったものがあると思いますが、そちらをごらんください。

件名は、いじめ防止等に向けた方策についてでございます。先ほど方針の中で幾つか具体的な報告がありましたが、さらに詳細について説明をさせていただきたいと思っております。1枚目には1、2、3、4、5と主だったものを記載させていただき

ましたが、2枚目です。そちらにいじめ防止に向けた方策というのがございます。そちらをごらんください。これに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、見方ですが、左に黒い丸があります。これは新規の方策で、白丸が拡充の方策、米印が継続というものでございます。

まず、いじめ防止策としましてですが、区として行うものです。弁護士等を活用した授業など、精神的な道徳授業実践を指導室から全小中学校に紹介していくというものです。

2つ目、教職員に対してのいじめ防止研修会、これを毎年実施するというものです。学校におきましては、1つ目が学校ごとにいじめ防止基本方針を作成し、学校いじめ防止対策委員会、これを設置するという事です。このような方針と組織に基づいて、それぞれの学校がいじめ防止に取り組むというものです。

2つ目の黒い丸です。いじめに関する授業を年1回以上、区立全小中学校で実施します。今までもやっていたと思うのですが、これを改めて年1回以上やるようにということで、徹底してまいります。

3つ目でございます。11月を足立区がいじめ防止月間と位置づけます。そして、小中学校の児童会、生徒会など、子供たちの自主的な取り組みを推進していきます。また、この中では、いじめ防止の標語やポスターづくりというところも考えているところでございます。

4つ目の黒丸です。区内の全小中学校の教員対象で、それぞれの学校で管理職が中心となって、教員対象にいじめ防止の研修会を行うということです。

5つ目、こちらが保護者、地域対象に、区立の小中学校がいじめ防止教室を実施します。このいじめ防止教室によって、保護者、地域にいじめの

理解を深めていただくとともに、協力をしていくというものです。

米印の1つ目が、生命尊重の授業です。これを全学校、全学年で年1回以上実施するというものです。互いの生命尊重、思いやりという道徳授業を中心に進めるというものです。

2つ目の米印は、授業規律の徹底、学習環境の整備です。やはりきまりを守る、そして学習環境、落ち着いた環境の中で勉強をする。こういったところから、落ち着いた学校生活が進められるということで、いじめが起これない環境整備というものでございます。

3つ目は、子供の自己有用感を高める授業の実施です。やはりいじめというところで、自分自身の存在価値、そして自己活用感、有用感、これを感じるによって相手にも思いやりが生まれるということが出ております。まず自分自身を大切にしよう、そして周りの友達にもやさしくできるようになろうというものでございます。

最後の米印ですが、保護者会等がいじめ防止を周知していきます。親御さんが学校に来る機会をとらえて、いじめ防止に向けて周知し、この際に、指導室でつくったチェックシートで、家庭で気になるところをチェックしていただきます。例えば服装が汚れて帰ってきたり、お金の使い方が急に激しくなってきたり、そういったところを家庭でもチェックしていただくというものでございます。

次に、下の四角のますでございますが、早期発見と対応の方策です。まず、区のところでございますが、1つ目の黒丸、足立区いじめ問題対策委員会による調査です。これはいじめが発生したときに、この委員会を中心に調査を進めるということです。

2つ目、足立区いじめ調査委員会や足立区いじめ問題対策委員会による調査です。こちらは、い

じめ案件の中でも重大事案、事態となった場合の調査ということです。

3つ目がスクールカウンセラーの増員です。区費のスクールカウンセラーですが、17名から34名に増員します。これによりまして、今まで週1回程度の学校訪問が週2回可能になってきます。今までは相談室で子供や保護者の相談を受け付けるという、いわば受け身のスクールカウンセラーだったのですが、週2回ということで、積極的に授業観察や休み時間の巡回等で子供の観察、いじめの早期発見に役立てていくということです。

4つ目、電話相談です。今までも行っていたのですが、これ以外にメールでもいじめ相談を指導室が受けるというものでございます。子供たちの携帯の普及率が高くなっていることや、メールでは24時間受付できるということで、間口を広げるといった目的です。

白丸の1つ目です。いじめを受けている子、あるいはいじめを受けていない子も同じように回答できるようなアンケートの改善です。今現在行っているのは、一番初めに、「友達から嫌なことをされていますか」という設問を、マル、バツで回答しています。マルのほうではその後、記述をする形式になっておりますが、何か書いていると周りの子供たちから悟られてしまいますので、その辺を改善するように、例えばマル、バツだけの回答にして、マルをつけた子には個別の相談を行うというような対応を今考えております。

次の白丸です。他の自治体との情報交換による動向把握と施策改善です。いじめ防止対策で、他の自治体等の様子も見ながら、さらによりよいものにしていくということで、常に改善の意識を持つということです。

あと米印のところで、指導主事は学校訪問を行っております。その際にいじめの状況も確認し、指導・助言を与えていくというものです。次

に、他の学校の黒丸のところです。学校いじめ防止対策委員会は、先ほどの生活指導部会が中心になります。ここで調査等いじめの対応を行うということです。また、2つ目ですが、学校全校にいじめ相談箱を設置するように指示しました。これによって、アンケートでの積み上げで出ないものが、子供たちから出てくることを期待しております。

白丸です。三者面談等で、子供関係の困りごとなども必ず確認するようにします。保護者、生徒、教員の三者面談で、子供のことで何か困っていることなども、全教員から子供に確認を行うことを徹底してまいります。

米印の1つ目です。休み時間等、教職員の校内循環で子供たちを観察していきます。例えば校庭で一人ポツンとしている場合など、すばやく見つけて、周りで見守っていくようにします。実際の子どもたちの状況を注意して見ていくということです。

2つ目の米印ですが、いじめを受けた児童生徒の保護やケア、またいじめを行った児童生徒の指導です。これを教育相談機関、児相、あるいは警察、こういった関係機関と連携して、今以上に対応してまいります。

最後は相談受付者の拡大です。昨年度から民生児童委員の方も相談にのるということで、子供たちに周知してまいりました。これも継続して実施していくというものでございます。

具体的な方策の多少細かな説明をさせていただいたところでございますが、今後の方針ということで、いじめ防止の取り組みの確実な実施に向けて、それぞれの学校の実施状況を確認しながら、指導助言を与えていくというのが指導室の方針でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。第7号議案から第9号議案、そしてまた報告事項をご説明いた

できました。

それでは、これより本案の審議に入っていきたいと思えます。第7号議案から第9号議案、報告事項を含めて委員のほうからご質問、ご意見がございましたらご発言よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

花岡委員、どうぞ。

○花岡委員 初めに、いじめに関する調査委員会からの答申、それから提言に対して、この基本方針が十分に対応できているのかということと、また毎年どのように見直しをしていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○教育指導室長 報告書の答申及び提言で教育委員会に求められているものとして、学校の指導体制あるいは教育相談体制の充実・強化があると受け止めております。方針が作成されればいいということではなくて、適切に運用することが重要であると認識しております。

そして、このいじめ防止基本方針の見直しにつきましては、いじめ問題対策連絡協議会、あるいはいじめ問題対策委員会等でご意見いただきながら、また先進的な事例を参考にしながら、その都度より有効性の高いものとなるように見直しを進めてまいりたいとこのように思っております。

○委員長 ありがとうございます。花岡委員、よろしいですか。ほかに、桑原委員どうぞ。

○桑原委員 いじめ防止基本方針及びいじめ問題対策委員会というのは、各学校必須で設置することということが法律で決まっていますが、区立学校での設置状況はどのようになっているのか教えてください。

○委員長 指導室長。

○教育指導室長 区立学校での設置状況というところでございますが、既に11月以降の校長会等で、方針の策定と組織の設置については周知している

ところでございます。それを受けて、区内の全校において策定と設置、これらは進められているところでございます。平成25年度内には、全校での策定と設置が完了する予定でございます。

○委員長 よろしいですか。続けてどうぞ。

○桑原委員 各校での取り組みが十分に行われているかどうかというのは、どのように確認していくのでしょうか、教えてください。

○委員長 指導室長。

○教育指導室長 校長会や教職員に対する研修会での周知徹底に加えまして、指導主事による定期的な学校訪問も行います。その際、実態把握に努めてまいります。また、いじめ防止基本方針が学校において適切に運用され、学校いじめ対策委員会が有効に機能するよう指導助言を行います。さらに、次年度以降ですが、毎月の生活指導連絡会においても、各学校でのいじめ防止に向けた取り組み状況を報告させる予定でございます。

○委員長 よろしいですか。

○桑原委員 はい。

○委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小川清美委員どうぞ。

○小川委員 まだ東京都はいじめ防止基本方針は出してないと思うんですが、東京都に先だって足立区が設置することになるのでしょうか。

○教育長 指導室長。

○教育指導室長 いじめに関する方針等については、まずは平成25年10月に、文部科学大臣決定としていじめの防止等のための基本的な方針が出されております。東京都のいじめ防止基本方針はまだ制定されておられません。都に確認したところ今、都知事不在ということで遅れているということでございます。

しかしながら、いじめの防止と早期解決を図るため、足立区としましては東京都に先んじて制定いたしたいと思っております。

以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。かなり広範囲にわたっていますが、ほかに何かあれば。花岡委員、どうぞ。

○花岡委員 5ページになりますが、重大事態についてのことですが、どのような状態を重大事態というのか教えてください。

○委員長 指導室長、お願いいたします。

○教育指導室長 方針の中にも示されておりますが、生命あるいは心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、これがまず一つです。また、相当の期間、いじめを原因として学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。これらを重大事態と考えております。

なお、児童生徒や保護者にとって、いじめにより重大事態に至ったと受け止められる場合も、重大事態ととらえて対応を進めてまいります。

○委員長 花岡委員、よろしいでしょうか。

○花岡委員 それに付随して、学校においてその重大事態が疑われた場合、どのような動きをとっていくのか教えてください。

○委員長 指導室長。

○教育指導室長 重大事態と思われる案件が発生した場合、この場合は学校長が速やかに教育指導室に通報いたします。事案につきましては、教育指導室長を通じ、迅速に学校教育部長、教育長に報告いたします。そして、学校のいじめ対策委員会に事実確認の調査と報告を命じるとともに、必要に応じて、いじめ問題対策委員会を臨時に招集いたします。

○委員長 よろしいですか。どうぞ、小川清美委員。

○小川委員 重大事態というのは、だれがこれは重大事態であるというふうに判断することになりますか。学校長ですか。

○委員長 指導室長。

○教育指導室長 判断というところでは教育委員会に報告が上がった時点で、私あるいは部長、教育長、そして関係機関の管理職等で判断できると思います。

○小川委員 では、まず上がってきたらっていうことですね。学校長から上げるときは、学校長が決めるのでしょうか。

○委員長 学校教育部長。

○学校教育部長 若干の補足ですが、5ページのところに、私先ほどの説明で省いてしまったので申しわけございません。(1)番で、重大事態の意味ということで、ただいま室長がご説明申し上げましたように、1と2ということで、一つは生命、身体、または財産に被害が生じたということと、相当な機関休んでいるということでございますが、なお書きで、児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じる場合とはというふうに、ここでは規定してございます。

まず、児童生徒が自殺を企図した場合。身体に重大な障害を負った場合。金品等に重大な被害をこうむった場合。精神性の疾患を発症した場合、こういった場合には、重大な被害が生じた場合というふうに規定してございますので、これについては学校において判断できるということですので、学校長がこういった事態が発生すれば、これは重大な時代だということで教育委員会に報告があり、そして連携して動いていくということになります。

○委員長 よろしいですか。

○小川委員 わかりました。

○委員長 私も少し確認ですが、今言ったように、重大事態に至らない前のいじめの事件があった場合、または重大事件が起きた場合、基本的には学校、そして教育委員会が対応すると考えます。そして、この説明を読むと、教育委員会以外の機関、例えば区長や総務のほうで、いじめの事件があった場合に対応するというのは、あくまで教育委員

会の調査を区長に報告して、そして報告を受けた区長が再調査の必要ありという判断をした場合に、初めて区長やほかの部局が動くという、そういう構図ですね。基本的にはそういうふうなルールでいいと思うのですが、例えばいじめを受けた子供の親が、学校とのやりとりの中で、学校に対する不信や、教育委員会に対する不信を生じて、調査は教育委員会ではなく区長の、一般行政部局の総務のほうに主体的に調査してほしいという、保護者からの強い要望あった場合には、これはどういう対応をとると考えればいいのですか。

○青木委員 この法の構成は、報告を受けてから区長が動き出す構造になっているので、今言ったようないわば直接的な直訴という形は、法の制度の中では想定をされておられません。

○委員長 しかし、区の窓口は今でもあるわけですよ。

学校教育部長。

○学校教育部長 重大事態が発生した場合等についての一般的な流れは今、教育長がご説明したとおりでありますが、委員長ご発言のとおり、そもそも教育委員会ではなく、区長部局を窓口の対象としてという場合の想定もございます。現在も、区民の声相談課のほうに窓口を設けてございまして、そちらのほうのルートに通報して、調査を行っていくという形が考えられます。

○委員長 それは、足立独自の区民の声を利用したものです。法の制度はさっき言ったような仕組みになっていると思うのですが。

○学校教育部長 この5ページの重大事態への対処のところの1の(3)でございますが、なお書きで、なお従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒または保護者が望まない場合には、教育委員会の調査と並行して区長による調査を実施するというふうにもなっています。

それで、通常の場合ですと、それほど重大な事

態でない場合には、学校から教育指導室に連絡が来て、学校と一体となって、指導室が一体となって調査を進めるというのが流れでございます。重大な事態、あるいは重大に近いような事態の場合には、今申し上げましたようなところを活用して、区民の声相談課等から区長部局のほうで、窓口に置いていくという流れも確立されているというところでございます。

○委員長 納得しました。ただ、仮に今言ったように、児童生徒とか保護者が望む場合には、教育委員会の調査ともう一つ区長側の調査が並行するというふうになった場合には、運用はもうそのときそのときで考えていくしかないですね。

学校教育部長。

○学校教育部長 委員長おっしゃるとおりで、これ区長部局のほうで調査をするといっても、教育委員会、例えば学校が一体となって行わなければ、その調査は進まないというふうに考えています。ですので、想定でございますが、区長部局側から連絡が入った段階で、教育委員会としての調査を行いつつ、区長部局側にその情報をご提供するという形なのか、区長部局が独自にさらに調査するのか、少しその辺は実際にとということでございますが、その中で最終的な判断は、あくまでも区長部局側で判断されるというふうになっていくものだということです。

○委員長 わかりました。総務課長、お願いします。

○総務課長 そのために、区長部局でも第三者委員会を設置させていただきます。ご審議いただいている教育委員会での委員会設置につきまして、進達をいただければ区長部局としては、もう一つ、いじめ調査委員会ということで、今回の区議会のほうに、設置条例の提案をさせていただくところで、検討をさせていただいております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかにいかが

でしょうか。小川清美委員。

○小川委員 いじめ問題対策委員会は5人以内というふうになっているのですが、その構成はどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長 指導室長。

○教育指導室長 いじめ問題対策委員会でよろしいですかね。5人以内ということで、学識経験者、弁護士、臨床心理士、その他教育委員会が適当と認めるものということになっておりますが、いじめ問題に詳しい方ということで、警察OB、あるいは学校管理職のOBというものを考えております。

○小川委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。桑原委員、どうぞ。

○桑原委員 いじめ防止の基本方針の件ですが、確認です。

対象ですが、乳児ではなく児童生徒ということで、対象が区立の学校というような考え方でしょうか。私立も含めないというような認識でいるんですが、それで間違いないでしょうか。要は、対象は区立の小中学校ということでよろしいのでしょうか。

○委員長 指導室長。

○教育指導室長 このいじめ防止基本方針につきましては、教育委員会の監督下にある公立の小中学校を対象としたものとなっております。私立学校等の児童生徒に関しましては、総務課から答えていただければと思います。

○委員長 総務課長。

○総務課長 区内の私立の小中学校につきましては、許認可等の手続が都道府県という形になっておりますので、法律の中にも記載があるのですが、重大な問題が起きた場合には、その学校から都道府県に報告が上がるという手続になっております。私立については区としても直接はかかわれないと

いうふうなところではございます。ただ、私立であっても区民である小中学生が、いじめの問題をご相談ということになれば、やはり相談窓口でお受けすることにはなると思います。この辺もまだ区長部局、教育委員会との細かい詰めはしていませんが、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長 桑原委員、よろしいですね。ありがとうございました。ほかによろしいですか。

ないようですので、意見なしというふうに認め、これより議案ごとに採択をすることといたします。一つ一つ採択の手続をとりたいと思っております。

それでは、最初に、第7号議案足立区いじめ防止基本方針の作成についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第8号議案足立区いじめ問題対策委員会設置条例の進達についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

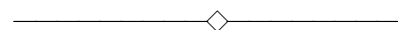
(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、最後に第9号議案足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。ありがとうございました。



○委員長 次に、日程第4、第10号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第10号議案足立区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の進達について。

以上。

○委員長 この第10号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料17ページでございます。16ページに条例案を記載してございます。17ページに議案説明資料がございまして、件名、所管部課名、記載のとおりでございます。

内容、提案の趣旨でございますが、平成25年11月21日にいじめに関する調査委員会から、いじめが自死の要因の少なくとも一つであったとの答申を受けてございます。教育委員会としては、この答申を真摯に受け止め、教育委員会の指揮監督者としての教育長が、その責任と区民への陳謝の意をあらわすとともに、給料返納を通じて自らの姿勢を示すということを提案の趣旨としてございます。

2として、条例の概要でございますが、教育長の給料月額を次のとおり減額するというものでございます。平成26年4月分、5月分、2月分にわたって10%ずつを減額するものがございます。

条例案につきましては別紙のとおりでございます。

施行年月日は26年4月1日でございます。

今後の方針でございますが、足立区いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止及び早期発見のため、各学校にいじめ防止対策会議、教育委員会内にはいじめ防止対策委員会を設置して、またいじめ問題について外部機関との意見交換を行うため、いじめ問題対策連絡協議会を設置するとともに、

重大事態が発生した際は、区長部局と情報共有を密にして、問題の解決に当たる組織体制を構築していく予定でございます。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、今説明がございましたので、これより本案の審議に入ります。

この第10号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

教育長。

○教育長 少し私から補足をさせていただきたいと思っております。

昨年11月に答申があったということで、議案説明があったとおりでございます。教育委員会の判断については、第三者委員会の設置以降は教育委員会から手が離れて、第三者委員会に判断を委ねるということでした。第三者委員会の設置が25年3月ですので、それ以前、私が就任してから第三者委員会ができるまでの間については、これまで、ご両親のほうで自死については伏せてくれという意向であるということが、担当のほうからの説明であり、そのちょうど1年前、24年7月ごろだと思いますが、お父さんのほうから第三者委員会の設置の意向が出されたということで、その前後に保険請求などもありました。そのあたりで従来の教育委員会の因果関係についての判断、これは私の就任以前に判断をされたことではあります。しかし、「いじめがあったことは間違いないが、いじめとの因果関係については判断できない」という従来の判断を、それをそのままいわば踏襲して、第三者委員会を設置する前に自らそれを再調査なり覆すというアクションをあえて起こすことができなかった。正直言って難しい部分もあったとは思いますが、しかしそういうチャンスが全くなかったわけではありませんでした。今回、第三

者委員会の結論の中に、当時の判断はある意味でやむを得なかった、限界があったということも述べていますし、義務違反や地公法上の責任というのは基本的にないということになってはおりますが、結果としてかつての教育委員会の行った判断とあるべき判断とで、齟齬をきたしているということは、間違えのないことです。そういった観点から、その間の不整合を正し、陳謝するということも含めて、今回このような条例案を提案させていただいて、自らの責任を明らかにしたいと考えています。

組織的な対応については、先ほどの議案等で一連の方針や、条例設置などによって教育委員会としてのいじめの再発防止についての取り組みというのは、これからも行っていくということが明らかになり、議案の御決定もいただきましたので、残る部分についての責任を明らかにしたい。こういう趣旨でやらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問よろしいでしょうか。

総務課長どうぞ。

○総務課長 1点ご報告をさせていただきます。

足立区長につきましても、給与減額の特例条例を提案する予定でございます。

○委員長 ご意見、ご質問ございませんか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第10号議案足立区教育委員会教育長の給料の特定に関する条例の進達についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

花岡委員。

○花岡委員 今、第10号議案が可決されましたが、それに関連して意見があります。

教育委員会というのは合議制の委員会ですので、当時の委員も教育長と同様に責任を負っていると考えております。ゆえに、報酬の一部返納を考えたいと思います。

○委員長 当時、在任していた私と桑原委員ですが、どうですか。よろしいですか。

○桑原委員 そのとおりです。

○委員長 私も今、花岡委員のご意見に同意いたします。返納の金額等々については、教育長の減額に準ずるということでよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。

これは、議決するようなことではないので、関係する教育委員の間の了解というか、その意思の確認をこの場で行うということで了解いただきましたと思います。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

(なし)

○委員長 ないようですので、以上をもちまして、本年第1回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時57分閉会

平成 26 年 第 1 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 平成 26 年 2 月 6 日 木曜日 午後 3 時 00 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 7 号議案 足立区いじめ防止基本方針の策定について	… 1
日程第 2 第 8 号議案 足立区いじめ問題対策委員会設置条例の進達について	… 9
日程第 3 第 9 号議案 足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の進達について	… 13
日程第 4 第 10 号議案 足立区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の進達について	… 16

2 報告事項

- ① いじめ防止等に向けた方策について 《宮澤 教育指導室長》 …別紙

第1号議案

足立区いじめ防止基本方針の策定について

上記の議案を提出する。

平成26年2月6日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区いじめ防止基本方針（案）

足立区教育委員会

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

足立区は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 足立区いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を足立区・教育委員会と学校が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

3 いじめの防止に向けた方針

（1）足立区の方針

ア 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の定めた「いじめの防止に関する基本的な方針」に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を足立区・教育委員会が総合的に策定し、実施する。

- イ いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- エ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 足立区立学校の方針

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ 児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ウ いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- オ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

第2 いじめ防止等のために足立区教育委員会が実施する施策

1 「足立区いじめ問題対策連絡協議会」の設置

足立区は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例等により、区長を長とし、教育委員会、関連機関代表、警察署、児童相談所、民生委員等により構成される「足立区いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という）を設置する。開催は年2回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

2 「足立区いじめ問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例等により学識経験者、弁護士、臨床心理士、教育委員会が適当と認める者等で構成される「足立区いじめ問題対策委員会」（以下、「対策委員会」という）を設置する。開催は年3回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会（初任者・新規採用

者研修会等)など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。

ウ スクールカウンセラーの派遣

全校にスクールカウンセラーを定期的に派遣し、いじめの実態把握に役立てるとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにする。

エ いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる24時間相談受付を開始する。

オ アンケート調査の実施

児童生徒を対象に年3回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

カ 指導訪問におけるいじめの実態把握

指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察等とおして、いじめについての実態把握を行う。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

イ 迅速な調査

教育委員会が学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

ウ 関係機関との連携

教育委員会は平常時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

第3 いじめ防止等のために足立区立学校が実施する施策

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という)として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等、既存の組織を活用することができる。

いじめ防止対策委員会は、学校基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を年1回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 児童会・生徒会の活性化

「いじめ防止月間」を11月に設定し、児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

ウ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケアができるようにする。

カ 児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。

キ 保護者への意識啓発

保護者会で学校がいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

ク いじめ相談窓口の拡大

学校内にいじめ相談箱を設置する。

ケ 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会の調査と並行して、区長による調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会が重大事案であると判断した場合、教育委員会は「対策委員会」を招集し、調査にあたる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、網羅的に明確にすることである。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(6) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合は、再調査を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により、区長が委嘱する委員により構成される「足立区いじめ調査委員会」を設置する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事の派遣による重点的な支援、講師等の配置など人的体制の強化、警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

第 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 26 年 2 月 6 日

件 名	足立区いじめ防止基本方針の策定について
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>いじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、足立区いじめ防止基本方針を策定するため、本案を提案する。</p> <p>1 策定の理由</p> <p>いじめ問題への対策を教育委員会と学校が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図ることの基本事項を定めること等により、区全体で児童・生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すために、本方針を策定する。</p> <p>2 主な内容</p> <p><u>第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</u></p> <p>1 いじめの定義</p> <p>文部科学省によるいじめの定義を記述する。</p> <p>2 足立区いじめ防止基本方針策定の目的</p> <p>本方針策定の目的を記述する。</p> <p>3 いじめの防止に向けた方針</p> <p>(1) 足立区の方針</p> <p>区・教育委員会が行ういじめ防止及び早期発見等の方針を記述する。</p> <p>(2) 足立区立学校の方針</p> <p>区立学校が行ういじめ防止及び早期発見等の方針を記述する。</p> <p><u>第 2 いじめ防止等のために足立区教育委員会が実施する施策</u></p> <p>1 足立区いじめ問題対策連絡協議会の設置</p> <p>いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に基づく組織の設置について記述する。</p> <p>2 足立区いじめ問題対策委員会の設置</p> <p>いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に基づく組織の設置について記述する。</p> <p>3 具体的な取組</p> <p>(1) いじめの防止・早期発見に関すること</p> <p>「心の教育の充実」「教職員のいじめ防止研修の実施」等について記述する。</p> <p>(2) いじめの対応に関すること</p> <p>「いじめを受けた児童・生徒への措置」「迅速な調査」等について記述する。</p>

第3 いじめ防止等のために足立区立学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条の規定等に基づく学校の方針の策定について記述する。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づく組織の設置について記述する。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

「心の教育の充実」「児童会・生徒会の活性化」「面談におけるいじめ調査」等について記述する。

(2) いじめの対応に関すること

「いじめを受けた児童・生徒への措置」「迅速な調査」等について記述する。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条を踏まえた重大事態のとりえ方について記述する。

(2) 重大事態の報告

重大事態発生時の学校から教育委員会への報告について記述する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態発生時の調査の趣旨及び教育委員会による調査等について記述する。

(4) 調査を行うための組織

重大事態発生時の調査組織について記述する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にするための調査の趣旨について記述する。

(6) 調査結果の提供及び報告

調査結果の児童・生徒や保護者への説明や区長への報告等について記述する。

2 調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

(1) 再調査

区長による再調査の趣旨等について記述する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を行う実施機関について記述する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

調査結果を踏まえた教育委員会の実施する措置について記述する。

今後の方針

本方針策定後は、区立学校は本方針を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取組を充実させる。

第 8 号議案

足立区いじめ問題対策委員会設置条例の進達について
上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区いじめ問題対策委員会設置条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、足立区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例(昭和 39 年足立区条例第 9 号)別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

3 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(所掌事項)

第 3 条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、教育委員会に答申する。

(1) いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討

(2) 区立学校において法第28条第1項に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態調査

(3) 当該いじめに適切に対処するための助言に関すること。

(4) 当該いじめと同種の事態の再発防止に関すること。

2 教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第28条第1項に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、対策委員会に諮問することができる。

(組織)

第4条 対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 対策委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区いじめ問題対策委員会	月額2万1,000円
---------------	------------

(提案理由)

足立区いじめ問題対策委員会を教育委員会の附属機関として設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 26 年 2 月 6 日

件 名	足立区いじめ問題対策委員会設置条例の進達について
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定に基づく「足立区いじめ問題対策委員会」を教育委員会の附属機関として設置する必要があるため、下記のとおり足立区長あて進達する。</p> <p>1 条例案名 足立区いじめ問題対策委員会設置条例</p> <p>2 制定の理由 足立区立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、足立区いじめ問題対策委員会を教育委員会の附属機関として設置する。</p> <p>3 足立区いじめ問題対策委員会の主な内容 (1) 教育委員会の諮問に応じ、以下の事項について審議し答申する。 ・いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討 ・区立学校において重大事態に該当するいじめが発生した場合におけるいじめの実態調査 ・重大事態に該当するいじめに適切に対処するための助言に関すること ・重大事態に該当するいじめと同種の事態の再発防止に関すること</p> <p>(2) 組織 教育委員会が委嘱する委員 5 人以内で構成</p> <p>(3) 委員長及び副委員の選任 委員の互選による</p> <p>4 施行年月日 平成 26 年 4 月 1 日 (予定)</p>
今後の方針	本議案議決後、足立区長へ進達する。また本条例可決後、条例施行規則を制定する

第 9 号議案

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

足立区青少年問題協議会条例（昭和 41 年足立区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 協議会は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項のほか、協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るものとする。

第 3 条第 1 項第 3 号中「38 人以内」を「37 人以内」に改め、同項第 5 号中「9 人以内」を「10 人以内」に改め、同項に次の 1 項を加える。

- 2 会長は、区長をもって充てる。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

青少年問題協議会にいじめ問題対策連絡協議会の機能を持たせる必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 26 年 2 月 6 日

件 名	足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の進達について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>(1) 足立区青少年問題協議会に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の機能を持たせるため、条例を改正する。</p> <p>(2) いじめ問題対策連絡協議会の機能を持つことに伴い、足立区に勤務する職員を新たに委員とする必要があるため委員の構成を変更する。</p> <p>(3) 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 28 号）が改正され、会長に係る規定が廃止されることに伴い、新たに条例で会長について規定する必要があるため、条例を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 第 1 条に、「協議会は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。」という 1 項を新たに加える。</p> <p>(2) 第 2 条に、「前項のほか、協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るものとする。」という 1 項を新たに加える。</p> <p>(3) 第 3 条の組織に関する規定のうち、学識経験者の「38 人以内」を「37 人以内」に、足立区に勤務する職員の「9 人以内」を「10 人以内」に改める。</p> <p>(4) 第 3 条に、「会長は、区長をもって充てる。」という 1 項を新たに加える。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	関係所管と連携し、足立区青少年問題協議会を円滑に運営していく。

足立区青少年問題協議会条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p>足立区青少年問題協議会条例 (設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、足立区に区長の附属機関として、足立区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、会長及び次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員60人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 足立区議会議員 4人</p> <p>(2) 足立区教育委員会委員 1人</p> <p>(3) 学識経験者 <u>38人</u>以内</p> <p>(4) 関係行政機関等の職員 8人以内</p> <p>(5) 足立区に勤務する職員 <u>9人</u>以内</p> <p>第4条から第9条 省略</p>	<p>足立区青少年問題協議会条例 (設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、足立区に区長の附属機関として、足立区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p><u>2 協議会は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。</u></p> <p>(任務)</p> <p>第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。</p> <p><u>2 前項のほか、協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、会長及び次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員60人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 足立区議会議員 4人</p> <p>(2) 足立区教育委員会委員 1人</p> <p>(3) 学識経験者 <u>37人</u>以内</p> <p>(4) 関係行政機関等の職員 8人以内</p> <p>(5) 足立区に勤務する職員 <u>10人</u>以内</p> <p><u>2 会長は、区長をもって充てる。</u></p> <p>第4条から第9条 省略</p>

第10号議案

足立区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成26年2月6日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

(教育長の給料月額)

第1条 足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和31年足立区条例第11号。以下「条例」という。)第2条の規定にかかわらず、給料の月額は、その10分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例(昭和34年足立区条例第4号)第3条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行し、同年5月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

教育長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 1 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 2 月 6 日

件 名	足立区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の進達について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>1 提案の趣旨 平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日、いじめに関する調査委員会から、「いじめが自死の要因の少なくともひとつであった」との答申を受けた。 教育委員会としてこの答申を真摯に受け止め、教育委員会の指揮監督者としての教育長が、その責任と区民への陳謝の意を表するとともに、給料返納を通じて自らの姿勢を示す。</p> <p>2 条例の概要 教育長の給料月額を次のとおり減額する。 平成 2 6 年 4 月分 1 0 % " 5 月分 1 0 %</p> <p>3 条例案 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	<p>足立区いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止及び早期発見のため、各学校にいじめ防止対策会議を、教育委員会内にいじめ防止対策委員会を設置する。また、いじめ問題について外部機関との意見交換を行うため、いじめ問題対策協議会を設置するとともに、重大事態が発生した際は、区長部局と情報共有を密にして問題の解決にあたる組織体制を構築する。</p>